

## 鳥取県告示第 51 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 3 月 23 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日  
平成 20 年 1 月 23 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人タチカワプラザ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
吉村 繁美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市立川町五丁目 256
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、認知症の高齢者に対して、介護保険に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。